

「施設外の場所(LOF)」における保障措置検査 の実施について

保障措置実施に係る連絡会

2020年

原子力規制庁保障措置室

栗林 直子



目次

- 1 保障措置検査の実施要領の制定
- 2 保障措置検査の実施要領の運用
- 3 参考情報(保障措置関係のHP情報等)

1. 保障措置検査の実施要領の制定

保障措置検査の実施要領の制定経緯

- ・ 近年国際原子力機関 (IAEA) は、「施設外の場所」※ (以下「LOF」という。) において、IAEA と同時に行う保障措置検査とは別に、我が国が単独で行う保障措置検査の実施を推奨
- ・ 国内保障措置制度を適切に維持することを目的として、本年2月19日の第64回原子力規制委員会において、令和2年度よりLOFを対象とする我が国単独の保障措置検査を開始することを決定
- ・ 併せて、IAEA の査察と同時に実施する保障措置検査を含め実施手続を明確化した保障措置検査の実施要領を制定

※ 施設外の場所 (Location Outside Facilities) : 国際規制物資の使用等に関する規則 (昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。) に定める実効値の合計が一に満たない国際規制物資であるプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を扱う場所であって、日IAEA保障措置協定における施設 (原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設) 及び規則における非原子力利用国際規制物資使用者の工場又は事業所にあたらぬもの。平成31年4月1日時点で191か所存在する。

保障措置検査の実施要領の制定目的

この要領は、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8の2の規定に基づき国際規制物資使用者等に対し実施する**保障措置検査について**、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）から査察の実施について通告があった工場又は事業所に対してIAEAの査察と同時に実施する保障措置検査（以下「同時保障措置検査」という。）及びあらかじめ策定した計画に従い我が国が単独で実施する保障措置検査（以下「単独保障措置検査」という。）に関し**必要な手続を定めることにより**、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和52年条約第13号）において求められている**「国内保障措置制度」の維持を適切なものとし、もって我が国の原子力活動が平和の目的に限られることの確保に資することを目的とする。**

2. 保障措置検査の実施要領の運用

(1) 保障措置検査の対象

— 保障措置検査の種類 —

1. 同時保障措置検査

IAEAから査察の実施について通告があった工場又は事業所に対してIAEAの査察と同時に我が国が実施する保障措置検査

2. 単独保障措置検査

保障措置検査の実施要領に基づきあらかじめ策定した計画に従い我が国が単独で実施する保障措置検査

(1) 保障措置検査の対象

1. 同時保障措置検査

当該1年間のうちに査察を実施することについてIAEAから通告があったものが対象。現在は、通告があったLOFに対して年間当たり5回程度の検査を同時保障措置検査としてIAEAとともに実施。IAEAはLOFに対する査察回数を10回程度に今後増やすことを検討中。

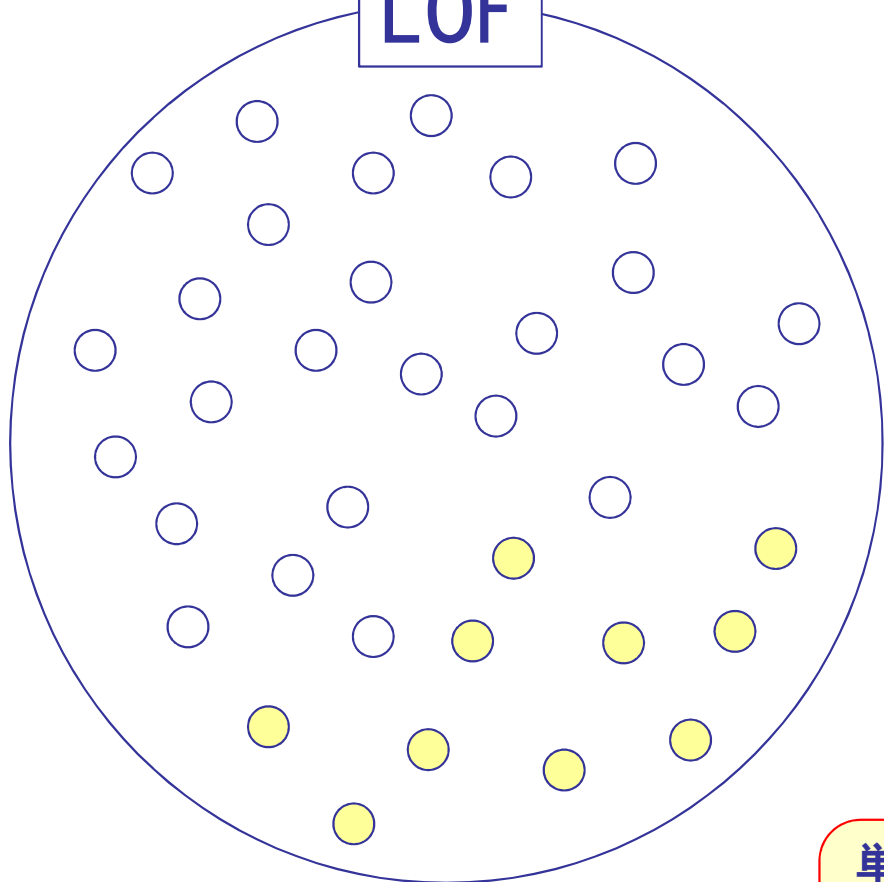
2. 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画において当該1年間のうちに検査を受けるべきものとして選定したもの（単独保障措置検査年間計画の策定後IAEAから査察を実施することについて通告があったものを除く。）。

(1) 保障措置検査の対象(イメージ)

計画策定時

LOF

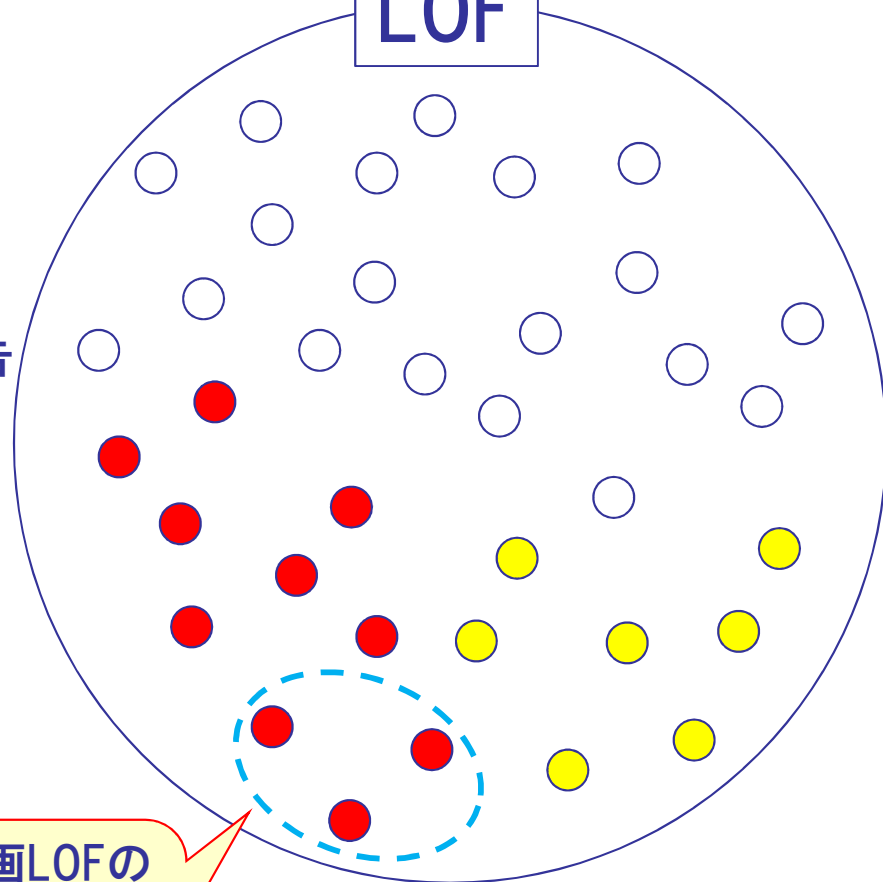


○: 単独検査実施計画LOF

実施時

LOF

IAEAからの通告



単独検査実施計画LOFのうちIAEAの通告があった3か所のLOFが単独検査から同時検査に変更

● : 単独検査実施LOF

● : 同時検査実施LOF

● : 単独→同時検査実施LOF

(2) 保障措置検査の根拠及び内容

1. 保障措置検査の根拠

保障措置検査の実施の根拠となる条項

法令名	条 項
核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関する法律	第61条の8の2、 第61条の23の2、第61条の23の7、第61条の23の18
国際規制物資の使用等に関する規則	第4条の2の3～9、 第4条の8、第4条の13、第4条の14及び第4条の22

2. 保障措置検査の内容

原子力規制委員会の指定を受けた当該職員（以下「査察官」という。（NRA職員））及び原子力規制委員会の指定を受けた指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員（以下単に「保障措置検査員」という。（NMCC職員））は、それぞれ検査の対象となる者の工場等に立ち入り、帳簿検査、員数検査、非破壊検査等必要なものを実施する。

(3) 単独保障措置検査年間計画の策定

1. 策定

前年の年末時点において、1年間に検査を受けるべきLOFを選定し、検査を実施する場所及び実施時期を定めた単独保障措置検査年間計画を策定する。(単独保障措置検査年間計画の策定後IAEAから査察実施の通告があったLOFについては、当該計画から除外し、IAEAとの同時保障措置検査を実施。)

2. 選定方針

全てのLOFを対象とし、年平均10か所を保障措置上の重要度を鑑み選定する。

(4) 保障措置検査の実施時期

1. 同時保障措置検査

IAEAからの査察実施の通告による(原則前年のPITの時期の1年後)

2. 単独保障措置検査

単独保障措置検査年間計画による(原則前年のPITの時期の1年後)

(5) 保障措置検査の実施の通知

1. 同時保障措置検査

IAEAからの査察実施の通告があったLOFに対し、あらかじめ、検査の実施日時及び実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。

2. 単独保障措置検査

対象LOFに対し、検査実施日の1か月前に検査の実施日時及び実施事項並びに検査を行う査察官及び保障措置検査員を通知する。なお、IAEAからの査察実施の通告があった場合は、同時保障措置検査として実施する旨等を対象者に改めて通知する。

(6) 保障措置検査の実施(主な実施内容)

1. 立入り

事務所又は工場若しくは事業所(管理区域)への立入り

【留意事項】

検査実施の通知を受けたときは、立入りに先立ち査察官及び保障措置検査員の氏名及び身分証の事前登録並びにアクセス制限がある場合には、必ず事前に原子力規制委員会(保障措置室)の担当者に連絡すること。

(6) 保障措置検査の主な実施内容

2. 帳簿検査

- ・ ソースデータ(核燃料物質移動通知書など)と記録(General Ledger (GL))の照合
- ・ GLと提出済みの報告(ICR, MBR, PIL)の照合

【留意事項】

円滑な記録の作成及び検査実施のため、記録はIAEAが推奨する様式(General Ledger (GL))で作成することが望ましい。

記録の様式例を当委員会ホームページに掲載していますので、御活用ください。
<https://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/shitsumon/youshiki/youshiki.html>

(6) 保障措置検査の主な実施内容

3. 員数検査

- ・ 核燃料物質を保管する場所に立入り、在庫するアイテムの員数と在庫リスト(List of Inventory Items (LII))※を照合
- ・ 核燃料物質のアイテムに貼付された表示(ID)とLIIを照合

【留意事項】

検査当日、在庫リスト(アイテム毎)と保管されている核燃料物質を照合するため、核燃料物質のアイテムの容器等にバッチ番号が分かるようにラベル等を貼付しておく。

※ 在庫リスト(List of Inventory Items (LII))

規則第4条に基づき実在庫量の確認の都度作成する核燃料物質の種類別の実在庫量記録

(6) 保障措置検査の主な実施内容

4. 非破壊検査

- ・ 選定したアイテム(核燃料物質)を対象に非破壊測定機を用いた検認を実施し、申告通りの核種が測定されることを確認する。

【留意事項】

- ・ 測定場所のバックグラウンドレベルが高くない測定場所を確保すること(他の放射性物質からの放射線の影響を受けない測定場所の確保)。

(7)違反事項の取扱い等

1. 法令違反事象

- ・ 検査において、違反する疑いのある事象を発見し又は報告を受けた場合は、事実関係を確認し、当該事象が**法令に違反すると認める場合には、原子力規制委員会は必要に応じて法に基づく命令その他必要な措置を講ずる。**

2. 法令違反ではないが計量管理規定の変更又は改善が必要と認められる事象

- ・ 1. の確認の結果、**法令に違反しないと認める場合においても、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、計量管理規定の変更の命令その他しかるべき措置を講ずる。**

(8) 保障措置検査結果の報告及び公表

1. 保障措置室長は、毎年検査結果を取りまとめ、これを原子力規制委員会に報告し、公表
2. 日本国政府は、保障措置協定に基づき保障措置の結果を毎年IAEAに報告
3. IAEAは、毎年、前年に行った保障措置活動について評価結果を取りまとめた「保障措置声明」を公表

最後に

保障措置検査の円滑な実施のため、適切な記録の作成等を含め関係法令及び計量管理規定に基づき実施すべき事項の履行状況を再確認いただくようお願い致します。

今後とも、保障措置に係る規制への御理解及び円滑な保障措置検査実施への御協力をお願いいたします。

3. 参考

保障措置検査の法的根拠(保障措置の実施)

○核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

(保障措置検査)

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であって原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3・4 (略)

5 何人も、第二項第四号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

保障措置検査の法的根拠(保障措置の実施)

○国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号)

(保障措置検査)

第四条の二の三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項の保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者(以下「加工事業者等」という。)について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一 実在庫検査 加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫量の確認を行う場合において、これと同時に行う検査

二・三 (略)

2 (略)

保障措置検査の法的根拠(検査事項)

○国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号)

(保障措置検査)

第四条の二の三(続き)

3 原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たって行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り(事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。)

二 帳簿検査(保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含む。)

三 員数検査(受け入れ、又は払い出す燃料体等について、記録等において記載された所在場所における員数の確認に関する検査を含む。)

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

4(略)

保障措置検査の法的根拠(指定検査機関)

○核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

(指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

二・三 (略)

(保障措置検査の実施)

第六十一条の二十三の七 原子力規制委員会は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行うべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他原子力規制委員会規則で定める事項(第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。)を記載した実施指示書を交付するものとする。(以下、略)

2～4 (略)

違反時の命令等の法的根拠

○核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

(許可の取消し等)

第五十六条 原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一～十四 (略)

十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六～十八 (略)

(計量管理規定)

第六十一条の八 (略)(以下「国際規制物資使用者等」という。)は、(略)計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

保障措置に係る義務規定と罰則規定

事項	根拠条項	罰則
国際規制物資の使用の届出	第61条の3第4項(第7項)	100万円以下の罰金(第80条)
記録	第61条の7	100万円以下の罰金(第80条)
計量管理規定	第61条の8第1項又は第3項	300万円以下の罰金(第79条)
保障措置検査	第61条の8の2第2項	100万円以下の罰金(第80条)
封印	第61条の8の2第5項 又は第68条第14項	100万円以下の罰金(第80条)
報告徴収	第67条第1項	100万円以下の罰金(第80条)
立入検査等	第68条	100万円以下の罰金(第80条)

保障措置関係のHP情報等

1. 関係法令

<https://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/kankeihourei/index.html>

2. 公表情報

<https://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/news/index.html>

3. 各種様式

<https://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/shitsumon/youshiki/youshiki.html>

4. 問合せ窓口

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル6階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 放射線防護企画課 保障措置室

電話(代表):03-3581-3352 (直通):03-5114-2102

メールアドレス: jlof@nsr.go.jp